

環境の保全に係る協働取組の推進について

県 HP でのお知らせから抜粋

平成 23 年 6 月 15 日に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布され、平成 24 年 10 月 1 日に完全施行されました。

この法律の全面施行に伴い、同法第 21 条の 4 の規定に基づく「協働取組の申出」および同法第 21 条の 5 の規定に基づく「個人、民間団体等による協定の届出」を受け付けています。

協働取組とは、個人、民間団体等、国または地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組を言います。

(1) 協働取組の申出 について

個人、民間団体等は、県と協働取組を行う必要があるときは、その旨を申し出ることができません。協働取組の申出が以下の基準に照らして適切であると認めるときは、その内容に応じて、情報提供、照会および相談への対応、助言、専門家・活動団体の紹介、会議や打合せへの出席等、可能な範囲で協力するよう努めます。

申出が適切と認められる基準

- ・「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」に照らして適切なものであること。
- ・申出に係る協働取組の内容が環境の保全上の効果を有すると認められるものであること。
- ・特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・申出に係る協働取組の内容が、県の所掌事務の範囲に照らして適切なものであること。

(2) 個人、民間団体等による協定の届出について

本県における協働取組の推進に関し、個人、民間団体等が協定を締結した場合には、知事に対し、当該協定を届け出ることができます。届出のあった協定の内容が、環境の保全上の効果を有するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、インターネットの利用その他適切な方法により、届出事項を公表します。

協働取組が 2 以上の府県にわたる場合は、国への届出となります。

協働取組が大津市の区域内に限られる場合においては、大津市への届出となります。